

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 47 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで

私の年金記録については、昭和 47 年 7 月から同年 9 月までの間、国民年金保険料が未納となっているが、私が 20 歳になった 43 年 12 月から A に就職した 47 年 10 月まで、私と同居していた母が集落の婦人会の徴収担当者に家族全員分の保険料を渡していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、その母が、申立人が 20 歳になった昭和 43 年 12 月から A に就職した 47 年 10 月まで、国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 45 年 6 月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料の納付可能な期間である。

また、オンライン記録によると、昭和 43 年 12 月から申立期間直前の 47 年 6 月までの保険料が納付済みとなっている上、申立期間については、保険料を納付していたとする申立人の母及び妻の保険料も納付済みであり、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万9,000円、申立期間②は23万8,000円、申立期間③は22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 13 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 6 月 11 日

申立期間については、株式会社Aから賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているのにもかかわらず、記録が無いので標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、株式会社B銀行C支店から提出された取引明細表により、申立人は、当該期間において、株式会社Aから賞与の支払を受けていたことが推認できる。

また、D市役所から提出された平成16年度市民税・県民税申告書に添付された平成15年分給与所得の源泉徴収票及び平成16年分給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間①から③までの賞与明細書により、いずれも賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表により推認できる支給額及び保険料控除額に基づき、申立期間①は8万9,000円、申立期間②は23万8,000円、申立期間③は22万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主からは、回答は無いが、申立期間において申立人と同様に株式会社Aから賞与を支給されたとする複数の元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い。また、同社が加入していたE組合は、平成18年7月より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答していることから、事業主が当該期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えるのは考え難い。これらのことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、申立期間①は 34 万円、申立期間②は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 6 月 21 日

A株式会社B支店において、平成 15 年 12 月及び 18 年 6 月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間①及び②において賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立期間①は 34万円、申立期間②は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、申立期間①は 68 万円、申立期間②は 61 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 6 月 21 日

A株式会社B支店において、平成 15 年 12 月及び 18 年 6 月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間①及び②において賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立期間①は 68万円、申立期間②は 61 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A株式会社B支店において、平成 15 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により 43 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日
A株式会社B支店において、平成 15 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により 41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、申立期間①は 71 万円、申立期間②は 100 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 6 月 21 日

A株式会社B支店において、平成 15 年 12 月 10 日及び 18 年 6 月 21 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間①及び②において賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立期間①は 71 万円、申立期間②は 100 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、申立期間①は 71 万円、申立期間②は 122 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 6 月 21 日

A株式会社B支店において、平成 15 年 12 月 10 日及び 18 年 6 月 21 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間①及び②において賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立期間①は 71 万円、申立期間②は 122 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から 22 年 11 月 1 日まで

A株式会社にて平成 21 年 4 月 1 日から勤務しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社とは、雇用契約書により社会保険料については会社負担とするとの雇用契約を締結しているため、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、事業所との雇用契約書により社会保険料については会社負担とするとの雇用契約を締結しているため、被保険者期間として認めてほしいと述べている。

しかし、A株式会社は、「2009 年 2 月 10 日付け「雇用契約書」」に記載されている「食費、寮費、社会保険、住民税、所得税の相当額 8 万 9,750 円は会社負担とする」との締結内容について、「同契約書に記載されている社会保険については、会社負担のみ会社が負担するという内容であり、社会保険料は会社と折半となる旨、契約締結時に説明済みである。締結内容の内訳については、食費 4 万 2,200 円、寮費 1 万円、社会保険 2 万 3,550 円（会社負担分）、住民税 9,200 円、所得税 4,800 円である。また、同契約書に記載されている申立人の給与月額が 20 万 3,250 円であり、この給与月額は社会保険料の本人負担分を控除する前の金額であるとともに、この給与月額を申立人に支給していたことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については給与から控除していない。」と供述している。

また、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録

訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、特例法に基づくあっせんの対象となる事案は、同法第1条第1項に基づき、第三者委員会による調査審議の結果、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していた事実があるにもかかわらず、当該被保険者の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合が対象とされているところ、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書及び平成21年分及び22年分の源泉徴収票では厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月
勤務していた株式会社Aから、平成 18 年 2 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 18 年において、申立人の標準賞与額の記録が確認できる 4 月、7 月及び 12 月については、申立人から提出された預金通帳から、賞与の振込は認められるが、同年 2 月については、給与の振込は確認できるものの、賞与の振込は確認できない。

また、申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書とする資料は、「2006 年 02 月分給与明細票」であり、賞与は確認できない上、株式会社 A は既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉（新潟）厚生年金 事案 7496（新潟厚生年金事案 723 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 41 年 8 月 10 日まで
申立期間は脱退手当金が支給された期間となっているが、私は、脱退手当金を請求しておらず、また、受給した記憶も無い。前回の新潟第三者委員会の審議では、申立てを認めてもらえなかったが、納得できないので、新たな事情等はないが再度調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金に係る申立てについては、i) A株式会社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、資格喪失日から約2か月後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) オンライン記録において、申立人の資格喪失日である昭和41年8月の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者7人のうち、5人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4人がいずれも資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされているとともに、このうち2人は、請求手続を事業所で代行してもらった旨証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられることを理由として、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年12月24日付けで申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般の再申立ての審議に当たり、申立人から新たな資料等は提出されておらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対

するあつせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人が記載されているページの前後 50 ページに記載されている者のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格のある女性被保険者は 24 人であり、このうち 18 人に、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人についても資格喪失の日から約 2 か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。